

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 7月17日

分任支出負担行為担当官 東北地方整備局

福島河川国道事務所長 池口 正晃



## 1. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 西栗子トンネル換気設備点検整備業務  
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自 契約締結の翌日から  
至 平成21年11月30日
- (4) 履行場所 西栗子トンネル
- (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

## (6) 電子入札システムの利用

本案件は、競争参加資格の確認、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」A、B、C又はD等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格の認定がなされるものであること。
- (3) 入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 工事及び点検業務の実績が、入札説明書に定める要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 配置予定の管理技術者が、入札説明書に定める要件を満たしていることを証明した者であること。
- (6) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-8584 福島県福島市黒岩字榎平36番地  
東北地方整備局 福島河川国道事務所 経理課 契約係  
電話（直通） 024-539-6122

- (2) 電子入札システムのURL

国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

- (3) 電子入札システムによる競争参加資格確認のための書類の受領期限、及び紙入札方式による競争参加資格確認のための書類の受領期限

平成21年 7月27日（月） 16時00分

- (4) 電子入札システムによる入札書の受領期限、及び紙入札による入札書の受領期限

平成21年 8月 5日（水） 16時00分

- (5) 開札の日時及び場所

平成21年 8月 6日（木） 11時00分

東北地方整備局 福島河川国道事務所 入札室

#### 4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

(a) 電子入札システムにより参加を希望する者は、上記3.(3)の受領期限までに、入札書類データ（証明書等）を上記3.(2)に示すURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3.(3)の受領期限までに上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a)、(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において契約担当官等から提出書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第98条で準用する予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。